

ディバイスコンポジション 会則

(名称)

第1条 本会は、ディバイスコンポジションと称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は長野県小諸市市 797-17 とする。

(目的)

第3条 本会は、令和6年1月1日発生の令和6年能登半島地震により被災された地域に対し、災害支援活動を行うことを目的とし、令和6年1月1日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 石川県及び富山県内の被災地に於ける災害支援活動の実施。
- (2) 重機(バックホー)とダンプカーを駆使し、被災地に於けるプロボノ活動の実施。
- (3) その他、目的の達成に必要な活動の実施。

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同した者とし、脱退は妨げないものとする。

(会費)

第6条 本会では会費は徴収しない事とする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を代表に提出、または退会の意思を代表に伝えることにより任意に退会することができる。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置き任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 会計 1名

(総会)

第9条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回会長が招集するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の変更
- (3) 役員の選出
- (4) 解散

(経費)

第10条 本会の運営に要する会費は、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

附則

1 この会則は、令和6年1月1日から施行する。

改正

・令和6年4月20日改正

[改正内容]2024年4月25日より開始の「令和6年能登半島地震災害ボランティア第二次活動」に向け、「令和6年能登半島地震災害ボランティア活動における構成員リスト」を改正。